○内閣府告示第六百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県及び前橋市

三　構造改革特別区域の名称　前橋競輪にぎわい特区

四　構造改革特別区域の範囲　前橋市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　競輪場の入場料無料化事業（一一四〇）

○内閣府告示第六百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都大田区

三　構造改革特別区域の名称　おおた高度ＩＴ技術者育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都大田区の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一

四三）） 及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第六百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

三　構造改革特別区域の名称　国際ＩＴビジネス交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特

定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第六百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県

三　構造改革特別区域の名称　あいちＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　愛知県の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一

四三）） 及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第六百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年六月七日内閣府告示第五百七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪市

三　構造改革特別区域の名称　ビジネス人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　大阪市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（

八〇一―一））運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業（八三三）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第六百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松山市

三　構造改革特別区域の名称　松山市ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　松山市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一

四三）） 及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第六百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年三月十三日内閣府告示第三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎県

三　構造改革特別区域の名称　ながさきデイサービス特区

四　構造改革特別区域の範囲　島原市、大村市及び対馬市並びに長崎県南松浦郡新上五島町の全域並びに佐世保市、諫早市及び南島原市の区域の一部（旧佐世保市、旧多良見町及び旧北有馬町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第六百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県

三　構造改革特別区域の名称　熊本県地域ささえ愛セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊本市、八代市、人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市及び合志市並びに熊本県菊池郡大津町及び菊陽町、阿蘇郡小国町、高森町、南阿蘇村及び西原村、上益城郡御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町、葦北郡芦北町、球磨郡湯前町並びに天草郡苓北町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　Ｎ

ＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））